第２２期第１４回渡島海区漁業調整委員会議事録

１　開催日時　　令和５年１月30日（月）14：00

２　開催場所　　日本漁船保険組合道南支所　会議室

３　出席委員　　阿部　国雄、上見　孝男、髙野　勇一、西山　武雄
若山　唯敏、山下　勉、瀧川　久市、柴田　一、
森　祐、三上　浩、坂田　憲治、吉田　直樹
欠席（佐々木治一、掛川正春、桜井泰憲）

４　臨 席 者　　八 雲 町 漁 業 協 同 組 合　　代表理事組合長　山縣　光徳
渡島管内さけ・ます増殖事業協会、渡島定置協会　　専 務 理 事　柳元　孝二
渡島総合振興局産業振興部水産課　　水 産 課 長　高谷　則幸
漁業管理係長　高尾　力
技　　師　小澤　友稀
技　　師　吉田　知樹

５　事 務 局　　事務局長　北　弘由樹

６　議題
議案第１号：知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)
議案第２号：渡島海区漁場計画（第８次共同漁業権）素案について
議題第３号：渡島海区漁場計画（第15次区画漁業権）素案について
議題第４号：渡島海区漁場計画（第15次定置漁業権）草案について
議題第５号：関係連合海区漁業調整委員会委員の選出について
議題第６号：委員の辞任について

７　その他

議　事

北 局 長	ただいまから、第２２期第１４回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。 開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。
阿部会長	皆様ご苦労様でございます。 開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 本日は、何かとご多忙の中を各委員さんをはじめ、ご来賓の八雲町漁業協同組合、山縣組合長、そしてまた管内増協から柳元専務、渡島総合振興局の高谷課長ほか関係者の皆様にご出席頂き、厚くお礼申し上げます。 さて、昨年の渡島管内の漁業を振り返りますと、基幹魚種である「昆布」や「いか」などの多獲性魚種は、低調な生産、水揚げとなった一方、「ほたて」が、安定した水揚げとなり、速報値ではございますが、管内の生産数量は全体で１４万７千トン、令和３年比、９５パーセント、生産金額では、４３８億円で、令和３年比、１３９パーセントの見込みとなっております。 金額については、魚価全体に単価が高くなったこともあり、当管内では、令和以降初めて、４百億円を上回る見込みとなってございます。 しかしながら、浜間格差、燃油や資材類の高騰など、漁業経営を厳しく圧迫している状況もあり、もろ手を挙げて喜べる状況にはないと思ってございます。 いずれにいたしましても、今年が、無事故で、大漁となり、浜が潤うことを、ご祈念申し上げる次第でございます。 さて、本日、ご審議をいただく議案は、北海道知事から諮問がございました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、「渡島海区漁場計画第８次共同漁業権素案について」、「渡島海区漁場計画第１５次区画漁業権素案について」、「渡島海区漁場計画第１５次定置漁業権草案について」、「関係連合海区漁業調整委員会委員の選出について」、「委員の辞任について」の６件となってございます。 委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます、どうぞよろしくお願いいたします。

北 局 長	本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介させていただきます。 八雲町漁業協同組合、山縣組合長様。
山縣組合長	よろしくお願いします。
北 局 長	渡島定置漁業協会及び渡島管内さけ・ます増殖事業協会、柳本専務様。
柳元専務	よろしくお願いします。
北 局 長	渡島総合振興局産業振興部水産課、高谷課長様。
高谷課長	どうぞよろしく願いします。
北 局 長	漁業管理係、高尾係長様。
高尾係長	高尾です。よろしくお願いします。
北 局 長	同じく、小澤技師様。
小澤技師	小澤と申します。よろしくお願いします。
北 局 長	同じく、吉田技師様。
吉田技師	吉田です。よろしくお願いします。
北 局 長	以上でございます。
阿部会長	議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。
北 局 長	本日の出席委員について、ご報告をさせて頂きます。 総委員１５名中、１２名の出席となっております。
阿部会長	総委員数１５中、１２名が出席しており、本日の委員会は成立いたします。
阿部会長	次に、委員会規程第８条に基づき、議事録署名委員を指名させていただき

ます。
瀧川委員さんと柴田委員さんにお願いしたいと思います。
よろしくお願いします。

(議案第1号)

阿部会長　それでは、さっそく議案第１号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を振興局から説明をお願いします。

高尾係長　渡島総合振興局水産課の高尾です。
失礼ですが、座ってご説明させていただきます。
本日、諮問させていただく案件につきましては、令和５年４月までに許可の有効期間が満了する知事許可漁業の一斉更新にあたり、漁業法第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項の規定に基づき、制限措置の内容、申請すべき期間、許可等の基準について、ご意見を求めるものです。
資料１をご覧ください。
今回、対象となる漁業は、振興局処分の「かれい固定式刺し網漁業」、「たこ漁業（たこかご）」、「つぶかご漁業」、「かご漁業（魚類かご）」、「小型機船底引き網漁業手繰三種」、「潜水器漁業」の６件となります。
なお、一斉更新にあたり、「かれい固定式刺し網漁業」における制限措置の内容について、関係協議会より、資源有効利用の観点から「漁業時期の後ろ倒し」の改正要望があり、近隣地区でのかれい刺し網漁業による漁獲状況や漁業時期の改正による資源管理への影響などについて関係機関と協議・検討の上、一部改正しております。
資料１－２をご覧ください。
ただいまの内容については１ページ目資料のとおりです。
「漁業時期」について、「毎年７月１日から７月２０日まで及び８月２１日から９月３０日まで」から「毎年７月１日から８月２０日まで及び９月２１日から９月３０日まで」へ禁止期間の１ヶ月の後ろ倒しとなっております。
その他、資料１－２には、参考までに今回の対象漁業の制限措置等の取扱いを添付してございますので、後ほどご覧ください。
それでは、告示文（案）について説明させていただきます。
先ほどの資料１の２ページ目をご覧下さい。
初めに「かれい固定式刺し網漁業」の告示（案）になります。
（１）漁業種類は「かれい固定式刺し網漁業」、（２）操業区域は渡海共第63号漁業権漁場区域、（３）漁業時期及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の

数は「前期のみ」が２７隻、「前期及び後期」が１１隻、当該隻数については関係漁協より希望のあった隻数と同数となっております。
（５）船舶の総トン数は「２０トン未満」、（６）漁業の資格を営む資格は、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」となっております。
申請すべき期間は、令和５年２月６日から令和５年２月２０日までを予定しております。
なお、申請すべき期間については、１ヶ月の期間を定めた場合、３月１日からの操業始期における操業の機会を失するため、１ヶ月未満の期間で設定しております。
その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。
続きまして、３ページめをご覧下さい。
「たこかご漁業」の告示（案）になります。
たこかご漁業における制限措置の内容については現行の許可と同様です。
（１）漁業種類は「たこかご漁業（やなぎだこ）」、（２）操業区域は噴火湾沖海域、（３）漁業時期は毎年、３月１日から１１月１０日まで、（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は６３隻、（５）船舶の総トン数は「２０トン未満」、（６）漁業の資格を営む資格は、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」となっております。
申請すべき期間は、令和５年２月６日から令和５年２月２０日までを予定しております。
なお、先ほどのかれい固定式刺し網漁業と同様、１ヶ月の期間を定めた場合、３月１日からの操業始期における操業の機会を失するため、１ヶ月未満の期間で設定しております。
その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。
続きまして、４ページめをご覧下さい。
「つぶかご漁業」の告示（案）になります。
つぶかご漁業における制限措置の内容については現行の許可と同様です。
（１）漁業種類は「つぶかご漁業」、（２）操業区域は渡島総合振興局管内沖合海域及び渡海共第63号共同漁業権漁場区域、（３）漁業時期は、渡島総合振興局管内沖合海域が毎年、４月１日から翌年３月３１日まで、渡海共第63号共同漁業権漁場区域が毎年、４月１日から９月３０日まで、（４）許可又は起

業の認可をすべき船舶等の数は、渡島総合振興局管内沖合海域が２０隻、渡海共第63号共同漁業権漁場区域が６隻、（５）船舶の総トン数は「１０トン未満」、（６）漁業の資格を営む資格は、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」となっております。

申請すべき期間は、令和５年２月６日から令和５年３月６日までを予定しております。

その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

続きまして、５ページめをご覧下さい。

「かご漁業」の告示（案）になります。

かご漁業における制限措置の内容については現行の許可と同様です。

（１）漁業種類は「かご漁業（ほっけ、そい又はあいなめ)」、（２）操業区域は、「渡海共第47号共同漁業権漁場区域」、「渡島西部海域」、「渡島西部海域及び渡海共第55号共同漁業権漁場区域」、「渡島西部海域及び渡海共第55号、第57号共同漁業権漁場区域」、（３）漁業時期は毎年、４月１日から翌年３月３１日まで、（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、「渡海共第47号共同漁業権漁場区域」が４隻、「渡島西部海域」が２隻、「渡島西部海域及び渡海共第55号共同漁業権漁場区域」が１隻、「渡島西部海域及び渡海共第55号、第57号共同漁業権漁場区域」が６隻、（５）船舶の総トン数は「２０トン未満」、（６）漁業の資格を営む資格は、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」となっております。

申請すべき期間は、令和５年２月６日から令和５年３月６日までを予定しております。

その他、備考欄にて、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。

続きまして、６ページめをご覧下さい。

「小型機船底びき網漁業（手繰第三種)」の告示（案）になります。

「小型機船底びき網漁業（手繰第三種)」については、操業の時期に応じて有効期間を定めており、今回の公示では有効期間が満了となる許可区分４件について公示するものです。

（１）漁業種類は、「小型機船底びき網漁業（手繰第三種)」、カッコ書きで対象種を記載しております。

（２）操業区域は、「渡海共第38号、第11号、第９号共同漁業権漁場区域」で

す。
（３）漁業時期は、「第38号、あかざらがい」「第38号ほたてがい」が毎年、４月１日から翌年３月３１日まで、「第11号、ほたてがい」が１月１日から12月31日まで、「第９号、えぞわすれがい」が３月１日から11月30日まで、（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「定めない」、（５）船舶の総トン数は「１０トン未満」、（６）漁業の資格を営む資格としては、アとして、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」、イとして、「操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者」としております。
申請すべき期間は、毎月１日から末日まで、随時、申請を受け付ける内容となってございます。
その他、備考欄に、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。
続きまして、７ページめをご覧下さい。
７ページから１２ページまで、「潜水器漁業」の告示（案）になります。
潜水器漁業は管内一律で漁業期間を４月１日からの周年としているため、管内すべての内容について公示するものです。
（１）漁業種類は「潜水器漁業」カッコ書きで対象種を記載しております。対象種については、様々あり、それによって区分されています。
（２）操業区域は、資料のとおり、各漁業共同組合の共同漁業権漁場区域内ということになってございます。
（３）漁業時期は、「４月１日から３月３１日まで」、ただし、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内としております。
（４）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は「定めない」こととし、（５）総トン数につきましては、「該当なし」としております。
（６）漁業の資格を営む資格としては、アとして、「渡島総合振興局管内に住所を有するもの」、イとして、「操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者」としております。
申請すべき期間は、毎月１日から末日まで、随時、申請を受け付ける内容となってございます。
その他、備考欄に、許可の有効期間、認可の有効期間、申請書提出先となる振興局の名称、その他許可に付する予定の条件について記載しております。
最後に、１３ページをご覧ください。
許可等の基準については、今回、漁業法改正後初めての公示となる「かれ

い固定式刺し網漁業」、「たこかご漁業（やなぎだこ）」、「つぶかご漁業」、「かご漁業」について設定するものです。
内容については、他の漁業許可と同様の内容になっております。
説明については、以上でございます。
よろしくお願いいたします。

阿部会長　ただいま、振興局から議案第１号に関する説明がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各 委 員　「ありません。」

阿部会長　ご意見、ご質問がないようですので、知事から諮問がありました「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」、当委員会として適当である旨、答申することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各 委 員　「異議なし」

阿部会長　ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第2号)

阿部会長　それでは、次に議案第２号の「渡島海区漁場計画第８次共同漁業権素案について」を事務局並びに振興局より説明願います。

北 局 長　それでは、資料２－１をご覧願います。
渡島総合振興局からの協議文でございます。
議案第３号と４号にも関連しますが、３件の案件について、協議がありました。
内容といたしましては、まず、1ページ目に、「渡島海区漁場計画第８次共同漁業権及び第１５次区画漁業権の素案と第１５次定置漁業権草案」について、２ページ目に、定置漁業権に係る「操業期間の考え方」について、３ページ目に、定置漁業権に係る「河口付近規制区域の指定」についてとなっております。
なお、これらについては、本日１３時から行われました、渡島海区漁業権

切替小委員会において協議しておりますので、ご報告いたします。
なお、協議結果につきましては、振興局から各漁場計画の説明の後に、事務局からご報告させて頂きますので、よろしくお願いいたします。
それでは、まず議案第1号に係る「渡島海区漁場計画第８次共同漁業権素案」について、振興局から説明をお願いいたします。

高尾係長　それでは、説明させて頂きます。
まずはこれまでの経過についてご説明いたします。
草案につきましては、昨年１１月２２日開催の委員会で協議し、同内容で水産林務部長に提出し、渡島総合振興局水産課と海区事務局でヒアリングをしてまいりました。
その後、水産林務部長から草案に対する検討確認事項等の回答がございました。
その検討確認事項等について各漁協と協議し、素案（案）としてとりまとめ本委員会にへの協議に至ったところでございます。
水産林務部からの草案に対する回答については、お手元の資料２－２と資料２－３を並べてご覧ください。
個々の漁業権への回答は資料２－２のとおりとなっておりまして、それらを項目別にまとめて、対応案を記載したものが資料２－３となっております。
時間の関係もありますので、一つ一つの説明は省略させていただきますので、後程、お目通し願いたいと思います。
資料２－３をご覧ください。
水産林務部からの回答への対応を記載しております。
共通事項としまして、「１行使等実績のない漁業」ということで、行使等実績のない漁業及び行使実績はあるものの生産実績のない漁業については、行使の見込み等客観的な説明資料を提出することということが意見として付けられております。
対応といたしましては、現在、漁協と協議しており、事務的に別途、提出することとしております。
「２新規設定する漁業」につきましては、行使計画、資源管理の考え方等の資料を提出することを言われております。
対応といたしましては、漁協と協議しており、事務的に別途、提出することとしております。
個別案件としまして、草案では検討中としておりました、対象漁業の名称変更についてですが、水産林務部からは漁業実態を確認し、付冠魚種の整理

をあるいは漁業の統合等検討すること、とされておりまして、漁協ヒアリング等を実施した結果、網の設置場所等に変更がないことや近年突発的にニシンの漁獲が増えていることから、今後の資源状況等から判断することとし、今回の付冠は見送ることとしております。

それでは、素案（案）についてご説明いたします。

資料２－４の素案の考え方につきましては、基本的に草案と変更はございませんので、説明は省略します。

次に資料２－５素案の概要に移りたいと思います。

草案からの変更点を中心にご説明いたします。

３の現在の漁場計画との変更点、第一種共同漁業権の（３）の対象漁業の削除ですが、鹿部漁協の第１１号のえむしを削除としております。

次に、第二種、第三種共同漁業権の（１）の対象魚種の新規設定ですが、函館市漁協の第３９号に「はもどう漁業」を追加しております。

草案では第３７号のみの設定としておりましたが、組合内での調整が図られたことから素案で追加したものです。

（２）の対象漁業の削除ですが、鹿部漁協の第１２号のちか地びき網漁業を削除としております。

また、水産林務部への回答でご説明しました、対象漁業の名称変更について、草案では検討としておりましたが、ご説明したとおり、今回は見送ることとしましたので資料からは削除しております。

２ページ以降に共同漁業権漁場計画素案を添付しております、今、ご説明した事項を取り込んだものとなっておりますので、説明は省略させていただきますので、後程、お目通し願います。

阿部会長　続きまして、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告願います。

北 局 長　ただいま振興局から説明のありました、「渡島海区漁場計画第８次共同漁業権素案」について、渡島海区漁業権切替小委員会で協議した結果、「異議ない旨決定されました」、以上です。

阿部会長　ただいま、振興局から「渡島海区漁場計画第８次共同漁業権素案」の説明、事務から漁業権切替小委員会の開催結果について報告がありました。

このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各 委 員　「ありません。」

阿部会長　ご意見、ご質問がないようですので、渡島海区漁場計画第８次共同漁業権素案について、異議ない旨決定したいと思いますが、よろしいですか。

各 委 員　「異議なし」

阿部会長　ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第3号)

阿部会長　続きまして、議案第３号「渡島海区漁場計画第１５次区画漁業権素案について」振興局から説明願います。

高尾係長　それでは、説明させていただきます。

草案につきましては、昨年１１月２２日開催の委員会で協議し、水産林務部長に提出、渡島総合振興局水産課と事務局でヒアリングを受けてまいりました。

その後、水産林務部長から渡島総合振興局に、草案に対する回答がございました。

水産林務部からの草案に対する回答については、お手元の資料３－１と資料３－２を並べてご覧ください。

個々の漁業権への回答は資料３－１のとおりとなっておりまして、それらを項目別にまとめて、対応案を記載したものが資料３－２となっております。

時間の関係もありますので、一つ一つの説明は省略させていただき、資料３－２で説明致しますので、個々の漁業権については後程、お目通し願いたいと思います。

資料３－２「行使等実績のない漁業」についてですが、共同漁業権と同じように、必要性等の客観的な説明資料を提出すること、とされていますので、漁協と協議し、別途、事務的に資料を提出することとしております。

次に「新規漁業権の設定」についてですが、今後の具体的な行使計画等を提出すること、とされておりますので、これらも漁協と協議し、別途、事務的に資料を提出することとしております。

次に「漁場利用図の作成」についてですが、漁場の区域が必要最小限であることの確認等の判断材料に資するため、必ず作成し提出すること、とされ

ておりますので、漁協へ依頼し、別途、事務的に資料を提出することとしております。

次からは個別の案件となります

行使実績等のない漁業権としまして、えさん漁協の函海区第５号、上磯郡漁協の木海区第２，３，４，５号、松前さくら漁協の松海区第２，９号に対して行使等実態がないことに、合理的な理由があると認められない場合は非活用漁業権となることから、新規の「団体漁業権」として設定する必要性について客観的に説明できる資料を提出すること、されております。

現在、改めて行使実績や漁獲実績の確認をするなどして、漁協と協議し、別途、事務的に資料を提出することとしております。

次に、第三種区画漁業権の検討としまして、松前さくら漁協の松海区第１、４、７、８、１２、１６、１８、２２、２３号に対して、施設構造図等を提出すること、とされておりますので、漁協へ依頼し、別途、事務的に資料を提出することとしております。

続きまして、素案の内容になりますが、資料３－３をご覧ください。

これは、素案の考え方で、草案と変更はございませんので説明を省略させていただきます。

次に資料３－４をご覧ください。

こちらが素案の概要でございます。

草案との変更点のみ説明いたします。

３の現在の漁場計画との変更点、（３）の対象養殖業の新規設定ですが、上磯郡漁協の知海区第１号に「こんぶ」を追加しております。

草案では第３７号のみの設定としておりましたが、組合内での調整が図られたことから追加したものです。

２ページをご覧ください、このページ以降が素案となっております。

ただいま説明しました「こんぶ」について追加しております。

続いて、４ページをご覧下さい。

表の左側が第１４次、右側が第１５次素案になっており変更箇所にアンダーラインが引いてあります。

えさん漁協の函海区第５号及び第８号についてですが、この漁業権は個別漁業権として設定することとしており、関係地区の設定はございませんので素案において、削除としております。

変更箇所は以上となっています。

以降、草案とは変更ございません。

説明は以上でございます。

阿部会長　続きまして、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告願います。

北 局 長　ただいま振興局から説明のありました、「渡島海区漁場計画第１５次区画漁業権素案」について、渡島海区漁業権切替小委員会で協議した結果、「異議ない旨決定されました」、以上です。

阿部会長　ただいま、振興局から「渡島海区漁場計画第１５次区画漁業権素案」の説明、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各 委 員　「ありません。」

阿部会長　ご意見、ご質問がないようですので、「渡島海区漁場計画第１５次区画漁業権素案」を異議ない旨決定したいと思いますが、よろしいですか。

各 委 員　「異議なし」

阿部会長　ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第4号)

阿部会長　続きまして、議案第４号「渡島海区漁場計画第１５次定置漁業権草案について」振興局から説明願います。

高尾係長　定置漁業権草案（案）について説明させていただきます。
漁場計画策定要領に基づき、渡島海区漁場計画第15次定置漁業権草案について、協議いたします。
共同及び区画漁業権の草案協議の際もご説明致しましたが、草案は、いわゆる書きおろし案で、既存漁業権者の意向要望やこれまでの経営状況報告等などから切替方針の考え方と照合し作成しております。
その草案に、振興局の考え方、草案作成過程を協議した委員会等の議事録謄本、漁場概略図、その他検討資料を添付して水産林務部長に提出することと定められております。

このことから、定置漁業権の草案について、ご意見を伺い、それらを加味した上で草案を樹立し、振興局から水産林務部長に提出することとなります。

また、定置漁業権と関連する事項としまして、水産林務部から「第１５次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方案」と「第１５次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方案」が示されましたので、あわせてご意見賜りますようお願い致します。

まずは、操業期間等の考え方について、資料４－１と書いた資料をご覧ください。

水産林務部から、「第１５次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方案」が示されておりますので、説明させていただきます。

まず、今回示された操業期間等の案については、年次や法律改正に伴う条項や文言の修正となっており、主な内容に変更はありません。

２（１）漁業時期からご説明します。

漁業時期については、原則、現状どおりとするが、海象変化などにより従来の期間内で漁具の敷設等が困難な地区は所要の期間を設定すること。

（２）操業期間ですが、現行の漁獲努力量を基本に、関係海区に影響を及ぼさない範囲で検討すること。

次　２ページになります。

（ア）操業始期ですが、第１４次定置漁業権の内容を基本に、再生産親魚の安定確保が図れるよう設定すること。

前回の考え方にありました、なお書きの内容については、第12次から示している考え方であり、充分定着されたものと判断し、削除されたものです。

（イ）陸網と沖網の取扱いですが、１階網については、原則「陸網」とし、２階網、３階網の「陸網」は一番陸側の網とし、それより沖側は「沖網」として取り扱うものとされています。

（ウ）操業終期ですが、原則、現行どおりとなっています。

３操業期間等の設定において考慮する事項ですが、秋サケの来遊状況や親魚確保の状況などのほか、地区間の利用調整や増殖事業の協力体制等を踏まえ検討するとされています。

具体の操業期間については、５ページをご覧ください。

これは水産林務部から示されたものに、渡島管内の詳細を追記したものです。

記載されていますとおり、当管内は、現行どおりの設定となっています。

なお、この案につきましては、現在、各漁協、増協、定置協会に意見照会を行っているところですが、漁場計画草案を作成するにあたり、第15次に係

る意向要望調査を各漁協をとおして別途実施しておりまして、その結果と照合したところ、特段支障のない、内容となっている旨、申し添えます。

続きまして、河口付近等の指定された区域の考え方について、資料４－２と書いた資料をご覧ください。

水産林務部から、「第１５次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方案」が示されておりますので、説明させていただきます。

２（１）対象河川からご説明致します。

対象河川は、全道で３０河川が指定されていまして、３ページに河川名が記載されております。

当管内では、遊楽部川と知内川が指定されています。

１ページに戻りまして、（２）指定区域と２ページの（３）漁場の扱いですが、近年、親魚の確保が困難となってきたことから、平成３０年からの第14次定置漁業権より、河口中心線より両側４５度と設定され、今回の第１５次についても、この４５度の中には原則として漁場を設定しないこととされていますが、親魚などの確保が見込める場合は、漁場の設定を認めるとされております。

５ページをご覧下さい。遊楽部川周辺の漁場図です。

現状指定区域の４５度内に２つの定置が設定されております。

６ページの知内川については、漁場への影響はありません。

なお、指定区域内の漁場については、当管内は親魚確保を概ね達成しておりますので、後ほどご説明致します、定置漁業権草案においては、該当する定置２ヶ統について、現在と同様の場所で設定しております。

なお、この指定区域の案につきましても、各漁協、増協、定置協会に意見照会を行っているところです。

続きまして、定置漁業権草案について説明致します。

資料の４－３をご覧ください。

こちらが、定置漁業権草案の考え方となっております。

基本的な考え方としまして、既存の定置漁業権を基本としながら、海面の効率的かつ円滑な利用を図るとともに、安定的な生産体制の確立を図ることとしています。

１漁場の設定につきましては、現に、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、当該漁業権と概ね等しいと認められる漁業権、類似漁業権を海区漁場計画に策定し、適切かつ有効に活用されていない漁業権については、免許権者及び関係漁協の考え方を整理し、廃止を含めた見直しを検討することとしています。

また、親魚の安定確保をするための適切な漁場の設定を行うこととしています。

２ページをご覧ください。

海面を効率的かつ円滑な利用を図るため、共同漁業や他種漁業との漁場利用の調整に努め、漁獲圧力が現状より高くならないよう配意することとしています。

２漁場の位置及び区域等につきましては、既存の漁業権漁場を基本として、各種漁業との漁場調整、来遊資源量等を検討することとし、漁場の区域は、当該漁業の規模等に応じた必要最小限の範囲に止めることとしています。

なお、原則として、「規則に定める河口付近等指定区域」「サケ親魚の河川そ上に必要な海域」「サケ回遊に支障を及ぼす海域」を除くこととしています。

３ページをご覧ください。

３漁業の名称につきましては、主な目的魚種の二、三の名を付冠することとし、同一地区内で同一魚種を対象とする定置については付冠する名称を統一することとしております。

４ページをご覧ください。

秋さけ定置漁業の漁業時期等につきましては、道が定める「第１５次免許期間における秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方について」を基本に、資源の回帰状況及び利用調整を勘案の上、管内及び隣接海区等と調整を図りながら検討することとしております。

また、再生産用親魚を確保するため、免許の条件で必要な措置を指示できるものとし、再生産用親魚の確保が困難と予想される場合は、自主的操業規制を講ずるものとします。

５その他といたしまして、スケトウダラ等の未成魚の保護を図るため、管理協定に基づき適切な資源利用に努めるとともに、混獲実態を踏まえ、効果的な手法を検討し対策を講じることとしております。

５ページをご覧ください。

特定水産資源、いわゆるＴＡＣ魚種を相当量漁獲しているものについては、数量配分漁業との協定の締結等により、資源の適切な利用と資源の実効ある管理を進めることとしています。

次に資料４－４をご覧ください、草案の概要となっております。

現行、第１４次の漁業権設定数は、春秋網が４３ヶ統、秋網１４９ヶ統の計１９２ヶ統となっており、引き続き、同じ内容で設定を予定している漁業権数は、草案段階で春秋網が３５ヶ統、秋網１２０ヶ統の計１５５ヶ統となっております。

また、複数年休漁している漁場などの１９ヶ統につきましては、免許権者や関係漁協と漁場のあり方について、現在の内容の範囲内での設定について検討しているところです。

廃統の１８ヶ統につきましては、免許権者から廃統の要望があったことや、近年の資源状況を鑑み、廃統としているところでございます。

２ページをご覧ください。

現在廃統予定している漁場の一覧となっております。

漁場図のページ番号を記載しておりますが、草案の漁場図は資料４－６として添付しております。

時間の都合もありますので、個々の漁場についての説明は省略させていただきますので、後程、お目通し願いたいと思います。

また、これらの廃統に伴い、前後の漁場については漁場番号が変更となりますが、現在検討中の漁場もあることから、素案で再整理することとなります。

続きまして、資料４－５をご覧ください。

こちらが第１５次定置漁業権の漁場計画草案（案）となっております。

まず、免許予定日は、今次第１４次の免許期間が令和５年１２月３１日までとなっておりますので、令和６年１月１日免許を目標に事務を進めていきたいと考えております。

申請期間については、漁場計画樹立の直前に定めることとなります。

先に存続期間ですが、免許の日から令和１０年１２月３１日までとなっております。

漁場の位置、漁場の区域、漁業の名称、漁業時期、条件のいずれも、第１４次と同様になっております。

漁場の区域及び漁場番号につきましては、資料４－６で添付している図面のとおりとなっておりますが、先ほどご説明したとおり、変更点については１８ヶ統の廃統と、それに伴う漁場番号を変更したものとなっています。

それ以外の漁場は、検討中の漁場を除いて１４次と同様です。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

阿部会長　続きまして、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告願います。

北 局 長　ただいま振興局から説明のありました、「渡島海区漁場計画第１５次定置漁業権草案」について、渡島海区漁業権切替小委員会で協議した結果、「異議な

い旨決定されました」以上です。

阿部会長　ただいま、振興局から「渡島海区漁場計画第１５次定置漁業権草案」の説明、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告がありました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各 委 員　「ありません。」

阿部会長　ご意見、ご質問がないようですので、「渡島海区漁場計画第１５次定置漁業権草案」及び「操業期間」、「指定区域」について、異議ない旨決定したいと思いますが、よろしいですか。

各 委 員　「異議なし」

阿部会長　ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

(議案第5号)

阿部会長　続きまして、議案第５号「関係連合海区漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明願います。

北 局 長　資料５をご覧ください。
当委員会の関係連合海区漁業調整委員会等につきましては、５つの連合海区と１つに協議会がございます。
各、連合海区については、関係海区から選出された委員により組織しており、当委員会からの選出委員については、第１回の委員会で決定しているところでございますが、このなかで、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会と日本海連合海区漁業調整委員会については、先に当委員会を退任されました、「佐藤委員」が選出されいたことから、今般、新たに、委員を選出するものでございます。
なお、「参考資料」として、各連合海区の規程を添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。
説明は以上です。

阿部会長　ただいま、事務局から議案第５号に関する説明がありました。

「日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会」及び「日本海連合海区漁業調整委員会」の委員の選出について、どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

各 委 員　「会長に一任」の声。

阿部会長　ただいま、会長一任とのご意見がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

各 委 員　「異議なし」

阿部会長　それでは、皆さん異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。
「日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会」及び「日本海連合海区漁業調整委員会」の委員には、吉田委員にお願いいたします。
吉田委員、よろしいでしょうか。

吉田委員　「はい、よろしくお願いします。」

阿部会長　ありがとうございます。

(議案第５号)

阿部会長　続きまして、議案第６号「委員の辞任について」事務局から説明願います。

北 局 長　それでは議案第６号につきまして説明させていただきます。
資料６、１ページめをご覧ください。
令和５年１月１２日付けで、知事選任委員であります、桜井泰憲委員から北海道知事に対して、一身上の都合により、委員を辞任したい旨の届け出がありました。
一身上の都合について確認させていただいたところ、体調不良のため辞任したいとのことでございます。
続きまして、２ページめをご覧ください。
令和５年１月１３日付けで、知事選任委員であります、掛川正春委員から北海道知事に対して、一身上の都合により、委員を辞任したい旨の届け出がありました。

一身上の都合について確認させていただいたところ、掛川委員おかれましても、体調不良のため辞任したいとのことでございます。
続きまして、３ページめをご覧願います。
漁業法の関係条文についてご説明させていただきます。
漁業法第 141 条「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」とされてございます。
このことから、本件の審議につきましては、同意の判断を行うこととなります。
説明については、以上でございます。

阿部会長　ただいま、事務局から議案第６号に関する説明がありました。
桜井委員及び掛川委員の辞任について、ご質問やご意見がございましたらご発言をお願いします。

各 委 員　「ありません」

阿部会長　ご意見がないようですので、議案第６号の「委員の辞任について」に委員会として同意することで、ご異議ありませんか。

各 委 員　「異議なし」

阿部会長　ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長　さて、本日予定されていた議案６件は全て終了いたしましたが、そのほかに何かございませんか。

各 委　員　「ありません。」

阿部会長　何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。
本日はありがとうございました。